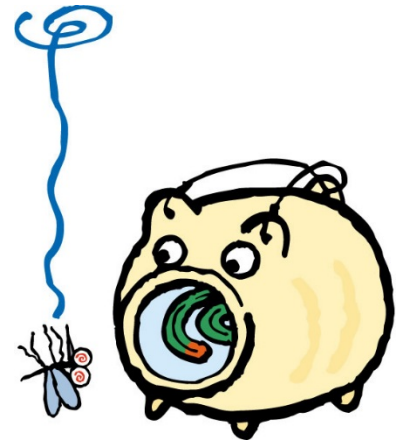


弁護士 井上洋一(中小企業診断士・産業カウンセラー)

## あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853  
愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階  
電話：0563-53-0220  
FAX：0563-53-0222  
e-mail: inoue@aisan-law.jp



### 健康経営の一環として いま話題の福利厚生(飲食編)

#### ◆健康経営とは

従業員の健康管理を経営上の課題の一つとしてとらえ、戦略的、計画的に取り組むのが、健康経営です。適正な労働時間管理や適度な運動、食事指導等の取組みがなされる中、最近注目を集めているのが、福利厚生で従業員の食を支えるサービスです。

#### ◆サービス事例

##### ① 食材の宅配

有機・低農薬と無添加食品のほか、加工食品や調味料等、ライフスタイルに合わせた商品を自宅に届けてくれるサービス。旬の野菜の積み合わせで、野菜中心の健康的な食生活を送ることができる。

【サービス例:らでいっしゅぼーやの個別宅配サービス 等】

##### ② 社食

本格的な社食は導入できない企業向けに、1食 500 円で温かく健康的な食事をbuffet形式で提供してくれるサービスや、1品 100 円からいつでも御惣菜を選んで買えるサービス、新鮮な野菜・果物を食事と組合せて提供するサービス。

【サービス例:みんなの食堂、オフィスおかん、OFFICE DE YASAI 等】

##### ③ ドリンク

自動販売機よりも品数が多く、電機代も 1/10。野菜中心のドリンクや健康情報・セミナーも提供してくれるサービスや、本格的なコーヒーマシンと自社焙煎コーヒー豆を使用した高品質なサービスを提供してくれる。

【サービス例:オフィスオアシス、トータルオフィスサービス、KIRIN naturals 等】

##### ④ その他

省スペースで省エネ、電子決済が可能で、会社の中に小さなコンビニができたかのようなサービス。アプリをダウンロードすれば、20 分以内にお弁当を届けてくれるシステムもある。

【サービス例:mini CAFÉ、アプリ beno.jp 等】

参入する企業も増えていますが、これらを利用する企業も増えているようです。自社にあったサービスを検討してみはいかがでしょうか。

### 個別労働紛争の“種”は「いじめ・嫌がらせ」がトップ ～「平成 29 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」より

#### ◆個別労働紛争解決制度とは

会社と労働者との間の労働条件や職場環境をめぐるトラブルを防止・解決する制度のひとつとして、「個別労働紛争解決制度」があります。この制度には3つの方法(①総合労働相談、②あっせん、③助言・指導)があります。

おおまかに言えば、①は労働局、労基署、街角に設置される総合労働相談コーナーで専門の

相談員が相談を受け付けるもの、②は紛争調整委員会(労働局)のあっせん委員が間に入り解決を図るもの、③は労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向性を示すものです。

#### ◆最も多い内容は「いじめ・嫌がらせ」

このほど、厚生労働省から「平成 29 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。その内容は、①②③のすべてで、職場の「いじめ・嫌がらせ」に関するものがトップとなっています。「いじめ・嫌がらせ」は、①総合労働相談では、6年連続でのトップとなっています。また、総合労働相談の件数は10年連続で100万件を突破しています。

なお、総合労働相談に持ち込まれた相談のうち、労働基準法等の違反の疑いのあるものが19万件ほどありましたが、これらは労働基準監督署等に取り次がれ、行政指導等が検討されることとなりますので、“相談”という文字から受ける軽いイメージとは違った一面もあります。

#### ◆「解雇」は半減、「雇止め」は微増

②あっせん、③助言・指導のいずれにおいても、「解雇」に関する内容は平成 20 年度とおおよそ半数程度に減少しています。昨今の雇用状況が改善していることも影響しているのでしょうか。一方、「雇止め」は微増しており、今後注意が必要と思われる。

労使間のトラブルでは、セクハラ・パワハラ・モラハラ…等のハラスメントがキーワードとなっています。また、問題が表面化していなくても、ある日突然……となる可能性はあります。地震への備えと同じですが、事が起こる前の対策と起きてからの対応如何で、被るダメージ(企業イメージの低下、職場の士気低下 etc)に大きな差が生まれます。

【厚生労働省「平成 29 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」】

[https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudouki\\_junkyoku-Roudoujoukenseisakuka/0000213218.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudouki_junkyoku-Roudoujoukenseisakuka/0000213218.pdf)

## 8月の税務と労務の手続提出期限

### [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

#### 31日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

### 当事務所よりひと言

今回は、労働紛争の“種”の話題を取り上げました。

現在、個別労働紛争は増加の一途であり、私も、使用者側の弁護士として、様々な労働紛争を担当しています。

その経験上、労働紛争の元は、純粹に法律的な問題より、会社の人間関係のトラブルにあることが多いと感じています。

中小企業診断士・産業カウンセラーのスキルを活かして、労働紛争の“種”を拾い、紛争リスクを未然に防止することにも注力していきたいと思えます。